

田子町農地情報バンク実施要領

(趣旨)

第1条 当町は、農業白書や各種統計の結果から、農業者の高齢化や後継者不足の実態が明らかとなっており、また労働力の減少により農地の利用が低下し荒廃化に繋がることが推測されます。農業の生産基盤となる農地の環境を維持していくためにも農地の活用を促進していく必要があることから、貸したい、売りたい農地の情報を取りまとめ、意欲ある担い手へ結びつけていくことが重要と考えられます。このことから、農地の有効利用や遊休農地及び荒廃農地の発生防止又は解消に寄与することを目的に、田子町農地情報バンクに関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 田子町農地情報バンク（以下「農地バンク」という。）

農地の貸し出しや売り払いを希望する所有者から申込のあった農地の情報を収集・整理し、農地の貸借や売買を希望する者（以下「利用希望者」という。）へ情報提供を行うシステムをいう。

(2) 所有者

申請予定の農地に係る所有権を有する者をいう。

(3) 登録済み農地（以下「登録農地」という。）

所有者から登録申込のあった農地で、台帳に記載された農地をいう。

(4) 利用希望者

登録済みの農地に係る貸借や売買を希望する者をいう。

(実施主体)

第3条 農地バンクの実施主体は、田子町農業委員会（以下「農業委員会」という。）が行うものとする。

(登録できる農地)

第4条 農地バンクに登録可能な農地は、次の各号を満たすものとする。

(1) 登録しようとする農地が、町内に所在していること。

(2) 登録しようとする農地の所有者が確定していること。なお、所有者が死亡している場合は、相続人等への所有権移転の登記が申請日時時点で完了していること、又は、完了見込みであること、あるいは、過半数を超える持分の相続人からの同意が得られていること。

(3) 登録しようとする農地が共有地である場合、その共有持分を有する者全員からの同意が得られていること。

(4) 利用希望者との契約後、直ちに利用可能な農地であること。

(5) 利用希望者との契約後、すぐには利用できないが、草刈りや耕起等軽微な作業を行うことで利用可能になる農地であること。

(申請登録手続き)

第5条 農地バンクへの登録を希望する者(以下「申請者」という。)は、農地情報バンク登録申込書(様式第1号)を農業委員会へ提出しなければならない。

2 農業委員会は、前項の規定による申込を受けた場合、その記載内容等を確認し適切であると認めたときは、農地情報バンク登録台帳(以下「台帳」という。)(様式第3号)に登録する。

3 台帳への登録期間は、登録された日から起算して3年が経過する日が属する年度末までとする。ただし、再登録は妨げない。

(登録事項の変更の届出)

第6条 申請者は、登録農地情報の変更があった場合は、農地情報バンク登録変更申出書(様式第2号)を農業委員会へ提出しなければならない。

2 農業委員会は、前項の規定による届出を受けた場合、その記載内容等を確認し、台帳の変更を行うこととする。

(台帳の取り消し)

第7条 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録農地を台帳から取り消すことができる。

(1) 申請者から、登録の取り消しの申出があったとき。

(2) 当該農地に係る権利移動があったとき。

(3) 第5条第3項に規定する登録期間を経過したとき。

(4) その他、農業委員会が適当でないと認めたとき。

(情報提供)

第8条 農業委員会は、登録農地情報を農業委員会事務局で備え付け、常時閲覧できる状態にするとともに、町ホームページや広報誌を活用して、広く町民へ周知するものとする。

(情報開示)

第9条 農業委員会は、登録農地の利用希望者があった場合、その利用希望者に対し必要な情報を開示することができるものとする。

(申請者と利用希望者の契約等)

第10条 登録農地の利用希望者は、必要に応じて現地確認をするとともに、貸借又は売買に関する契約内容の協議は、当事者間で行うものとし、農業委員会はこれに直接関与しない。

2 申請者又は利用希望者が契約後に契約内容の変更等を行う場合は、法令を遵守し、相手方との事前協議等を遅延なく行い、必要な手続きに関しては農業委員会へ確認しなければならない。

3 契約に関する一切の紛争等は、当事者間で解決するものとする。

(手数料)

第11条 農地バンクの利用に係る手数料は、無料とする。

(その他)

第12条 この要領に定めるものの他、必要な事項については農業委員会が別に定める。

附則

この要領は、令和5年9月11日から施行する。